

令和4年10月1日より選定療養費が変わります！

紹介状なしの受診は定額負担が発生します。



令和4年4月の診療報酬改定に伴い、令和4年10月より紹介状をお持ちでない患者さんの初診時・再診時に関する選定療養費が下記の通り変更されます。厚生労働省の定めにより当センターは200床以上の地域医療支援病院として選定療養費の徴収が義務付けられております。

医療機関の機能分化の為ご理解、ご協力の程お願い申し上げます。

初診時

5,500円



7,700円

再診時

2,750円



3,850円

※初診時に紹介状をお持ちでない患者さん

※緊急でやむを得ない受診と判断した場合は
いたしません。

※すでに当センターから他の医療機関へ紹介したもの
引き続き当院での診療を自身で希望された患者さん

※受診時、その都度お支払いが必要です。

※緊急でやむを得ない受診と判断した場合は
いたしません。